除く）における令和３・４年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

3）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

5）平成18年度以降に元請けとして完成した工事で、下記(a)、(b)、(c)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶまたは経常ＪＶにあっては全ての構成員が下記(a)、(b)、(c)いずれかの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(a)　ＴＢＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

(b)　シールドトンネル工法（密閉型）によるトンネル工事の施工延長が1,500ｍ以上の施工実績を有すること。

(c)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工延長が1,500ｍ以上の施工実績を有すること。

6）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

7）次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。

・技術士資格（総合技術監理部門―建設、又は応用理学）
・技術士資格（建設部門、又は応用理学部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：河川・ダム：計画・調査・設計、又はトンネル：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工技士
・博士（工学）

8）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を建設工事に配置できること。

(イ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ)　平成18年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ハ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

9）建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和５年２月１日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

1）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和３年８月17日から令和３年８月26日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和３年８月27日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和３年８月17日から令和３年８月26日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和３年８月27日９時00分から13時00分まで。

3　段階的選抜方式（二次審査）

(1)　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記(6)の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2)　技術提案の評価に関する基準　本案件は、大町ダム等再編事業において、確保する洪水調節容量等を維持する土砂輸送用トンネルを新設するものである。

本トンネルは、長大施工延長（約11㎞）、地山状況、施工及び経済性、事業完了年度等を考慮し、トンネル一般部の掘削工法は、ＴＢＭ工法を想定している。

本トンネルは、施工延長が約11㎞と長く、国内で施工実績が確認出来ない状況での施工となる。

本トンネルにおける地質調査は、坑口部及び一部の沢部において、直接的な調査（機械ボーリング、弾性波探査、各種試験等）を実施しているが、トンネル一般部は、地形上、直接調査の実施が不可能のため、間接調査（空中電磁波探査）を実施している。

このような状況で、トンネルボーリングマシンによる掘削を実施するにあたり、建設機械等の適切な維持管理、工事中においても、地質状況（地下水位含む）の把握、地質状況の変化が確認された場合等の対応が求められる。

このため、工事段階における地質状況の把握及び想定される不確定要素（地質の変化、湧水、機械の性能・故障等）への対応に関する技術提案を求める。

以上から、施工者独自の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、土砂輸送用トンネル工事に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記(3)を評価項目とし、説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として各提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価し、合算する。